平成２１年（フ）第４７４号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷100番地３
債務者　菊野　孝司
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３号
佐賀県唐津市和多田大土井13番52号
債務者　原田　博子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第９５号
神戸市北区藤原台南町４丁目23番５号
債務者　原田加代子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６号
神戸市長田区北町３丁目４－１　市住１－206谷口博美方、住民票上の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目57番８号
債務者　湯岡　賀子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０号
神戸市東灘区深江本町２丁目11番12―701号
債務者　西村　弥生
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
奈良県天理市西長柄町186番地２
債務者　前田　純子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０８７号
熊本市改寄町2457番地11
債務者　村上　淳子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８４号
熊本県上益城郡山都町金内114番地
債務者　橋口　明弘
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２号
熊本市松尾町上松尾30番地２
債務者　中村　洋右
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４号
熊本県菊池郡大津町大字大津417番地13
債務者　鎌田きみよ
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７６５号
東京都板橋区清水町58―２
債務者　齋藤　順子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５１号
東京都調布市深大寺東町６丁目６－８―102
債務者　酒井　正人
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５２号
埼玉県草加市氷川町397―Ⅰ―103
債務者　柳田　喬志
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５６号
千葉県船橋市宮本１丁目21―３―404
債務者　佐竹　吉男
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５７号
千葉県香取市玉造123―13―202
債務者　荒井　弘泰
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５８号
神奈川県川崎市多摩区登戸2184―301
債務者　横田　沢美
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８５９号
東京都台東区上野７丁目10―７―402
債務者　太野垣幸平
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部